

# 下関剣道連盟会則

## 第一章 名称及び事務局

第1条 本連盟は、下関市剣道連盟（以下連盟という）と称し、事務局を下関市武道館内に置く。

## 第二章 組織

第2条 本連盟は、下関市内における剣道、居合道、杖道の同好者を以て組織する。  
会員は、事務局へ届出により自由に加入、脱退することができる。

第3条 本連盟加入者は、連盟の経費を分担しなければならない。  
前項経費の分担額、その徴収の時期及び方法は別にこれを定める。

## 第三章 目的及び事業

第4条 本連盟は、会員相互の親睦を図り、剣道、居合道、杖道を正しく真剣に学び、技術の向上を図り、礼節を尊び、心身を練磨し、その理法と特性を通じて人間形成に努め、国家社会を愛して広く文化の発展と人類の平和並びに繁栄に寄与することを目的とする。

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1, 月例会の実施
- 2, 剣道、居合道、杖道大会の実施
- 3, 称号、段位、級位審査会の実施
- 4, 講習会、合同稽古の実施
- 5, 会員の募集
- 6, 物故会員の慰霊祭
- 7, 選手及び指導者の県外派遣
- 8, その他、連盟の目的を達成するための必要な事項

## 第四章 役職員

第6条 本連盟に次の役員を置く。

会 長	壱 名
副 会 長	若 干 名
理 事	若 干 名（内理事長1名、常任理事 若干名）
監 査	若 干 名
事 務 局 長	壱 名
事 務 局 次 長	壱 名
事 務 局 員	若 干 名
幹 事	若 干 名

- 第7条 会長は、総会において選出する。 会長は、会を代表して会務を総理する。
- 第8条 副会長は、総会において選出する。 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代理する。
- 第9条 理事は、総会において選出し、理事会を構成して会務を審議し議決する。 理事長は、理事会を代表するとともに理事会を招集して、その議長となる。
- 第10条 常任理事は、理事の中より会長がこれを指名し、会の運営上必要なるときは、随時常任理事会を開催し、緊急事項等の審議にあたる。
- 第11条 監査は、総会において選出し、会務の運営並びに会計を監査する。
- 第12条 幹事は、役員会において選出し、本連盟の円滑なる運営と事務局の事務を助成する。
- 第13条 事務局には、事務局長、次長の他、総務、普及、事業の各委員会を置く。  
1、事務局長、次長は、事務局を総括する。また、理事会に出席し、意見を述べることができる。  
2、事務局長は、理事長の命を受け、会務を掌理し、事務局を指揮監督する。  
3、次長は、局長を補佐し、事故あるときはこれを代理する。  
4、事務局長、次長及び委員は、役員を兼ねることができる。  
5、事務局各委員の担当業務等、その運営は事務局内規による。
- 第14条 事務局長、次長、各委員は、役員会で選出する。
- 第15条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。補欠役員任期は前任者の残存期間とする。

## 第 五 章 名譽会長、顧問、相談役、参与

- 第16条 本連盟に名誉会長、顧問、相談役、参与を置くことができる。但し、顧問には総代として最高顧問を置くことができる。
- 第17条 名誉会長、顧問、相談役、参与は役員会に諮って会長がこれを委託し会務につき、会長の諮問に応じ理事会、総会に出席し意見を述べるができる。

## 第 六 章 会 議

- 第18条 本連盟の会議は、総会、役員会とする。
- 第19条 総会は、定期総会と臨時総会の二種とし、定期総会は毎年4月に開催することとする。臨時総会は、会長が必要と認めたとき、もしくは役員員の三分の一以上の要求があったとき招集する。

第20条 総会に付議する事項は、次の通りとする。

- 1、会則の変更及び改廃。但し事務局内視の改廃は理事長専決事項とする。
- 2、収支予算及び決算
- 3、会長、副会長、理事長、及び監査の選出
- 4、入会金、諸負担金の額及び徴収方法
- 5、その他、必要と認める事項

第21条 本連盟の議決は、各会議において出席者の過半数によって決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

## 第七章 会 計

第22条 収入および支出は、毎年度予算をもって執行する。

第23条 本連盟の経費は、入会金、会費、その他の収入をもってこれにあてる。

第24条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。  
毎会計年度の収支決算は、監査を経て総会に報告し承認を受けるものとする。

- 1、前年度の決算による繰越金は、これを継続する。
- 2、決算により生じた剰余金の一部を基金に繰り入れることができる。基金は役員会の承認を得て支出することができる。

## 第八章 会 員

第25条 会員になることについては特に条件を定めない。

第26条 会員として入会しようとするときは、入会金、年会費を納めなければならない。

第27条 会員は当連盟が定める会費を納入しなければならない。

第28条 会員はつぎの各号の一つに該当するときは、その資格を喪失するものとする。

(1号) 退会届を提出したとき、または、退会の申し出を受理されたとき。

(2号) 会員本人が死亡したとき。

(3号) 会費未納が継続して2年経過したとき。

(4号) 除名されたとき。

第29条 入会、退会については本人の自由であるものとする。

## 下関市剣道連盟会費徴収規定

連盟会則第3条による連盟の会費徴収は、次による。

- 1、会 費 年額 3,000 円 (但し、中学生は 1,000 円とする。)
- 2、入 会 金 下関市剣道連盟入会金は、3,000 円とする。
- 3、顧問、相談役、参与の後援会費は 3,000 円以上とする。
- 4、会費は、毎年 4 月初めに全額納入するものとする。
- 5、高段者県剣連地区負担金  
四段以上の県剣連負担金については、その定めにかかわらず次の通り徴収するものとする。
  - 1、年額 3,000 円 但し剣・居両道四段以上の者は 4,000 円とする。

付 則

- 1、この会則は、昭和 24 年 10 月 1 日より施行する。
- 2、この会則は、昭和 47 年 7 月 1 日一部改正する。
- 3、この会則は、昭和 61 年 4 月 1 日一部改定する。
- 4、この会則は、昭和 63 年 4 月 1 日一部改定する。
- 5、この会則は、平成 17 年 5 月 26 日一部改定する。(2 条、3 条支部関係)
- 6、この会則は、平成 18 年 4 月 15 日一部改定する。(16 条最高顧問)
- 7、この会則は、平成 27 年 4 月 1 日一部改正する。(2 条、3 条支部廃止他)
- 8、この会則は、平成 30 年 月 日一部改定する。(第八章 会員)